公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

１　改正の理由

平成30年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。

２　内容

⑴　知事直轄組織に総務課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）

⑵　知事直轄組織に政策推進局を置き、政策推進局に総合政策課及び財政課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条関係）

⑶　賀茂振興局、東部支援局、中部支援局及び西部支援局並びに東部危機管理局、中部危機管理局及び西部危機管理局を廃止するとともに、危機管理部関係出先機関として賀茂地域局、東部地域局、中部地域局及び西部地域局を置くこととしました。（目次、第４条、第12条、第14条の３、第15条の２、第66条、第67条、第70条の２関係）

⑷　経営管理部職員局を行政経営局に改め、行政経営局に行政経営課、人事課、福利厚生課及び健康指導課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条関係）

⑸　経営管理部情報統計局をＩＣＴ推進局に改め、ＩＣＴ推進局にＩＣＴ政策課、電子県庁課、統計利用課及び統計調査課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）

⑹　経済産業部産業革新局に産業政策課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）

⑺　経済産業部農業局農業戦略課に先端農業推進室を附置することとしました。（第４条、第10条、第12条、第67条関係）

⑻　経済産業部に農地局を置き、農地局に農地計画課、農地整備課、農地保全課及び農地利用課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）

⑼　交通基盤部建設支援局技術管理課を建設技術企画課に改めました。（第10条、第12条関係）

⑽　交通基盤部建設支援局に営繕企画課、営繕工事課及び設備課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）

⑾　交通基盤部港湾局に港湾振興課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）

⑿　出納局に会計課を置くこととしました。（第11条、第12条関係）

⒀　知事直轄組織に、政策推進担当部長を置くこととしました。（第62条の２関係）

⒁　文化・観光部に、スポーツ担当部長を置くこととしました。（第62条の３関係）

⒂　賀茂地域局に賀茂危機監理監を、東部地域局に東部危機管理監を、中部地域局に中部危機管理監を、西部地域局に西部危機管理監を置くこととしました。（第70条の２関係）

⒃　東部地域局に、伊豆観光局長を置くこととしました。（第71条関係）

⒄　その他必要な改正を行いました。

３　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

職員の任用に関する規則の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

⑴　地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則

⑵　地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

⑴　国税犯則取締法が廃止されたこと等に伴い、検税吏員証票の名称を改めるほか、必要な改正を行いました。（第71条、様式第２号関係）

⑵　地方税法の改正に伴い、居住用超高層建築物に係る専有部分の床面積の補正方法に関する申出書の様式を定めるほか、必要な改正を行いました。（第 71 条、様式第 125 号、様式第 125 号の２関係）

⑶　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県財産規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

⑴　平成30年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第２条、第９条、第20条の２、第85条、別表第７、様式第23号、様式第24号、様式第75号、様式第76号関係）

⑵　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

１　改正の理由

地方独立行政法人法の改正に伴い、必要な改正を行いました。

２　内容

⑴　監査報告及び会計監査報告の作成等について定めました。（第１条の３、第１条の４、第11条の２関係）

⑵　業務実績等報告書及び事業報告書の記載事項等について定めました。（第６条、第10条関係）

⑶　再就職者による法令等違反行為に係る届出の対象となる内部組織等について定めました。（第19条、第20条関係）

⑷　その他必要な改正を行いました。

３　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

介護支援専門員再研修の事務を指定研修実施機関に行わせることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第３条関係）

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

１　制定の理由及び内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、これらの省令を参酌する等して定めるべき次の規則について必要な改正を行いました。

⑴　指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

⑵　指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

⑶　養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

⑷　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

⑸　介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則

⑹　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

⑺　特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

⑻　軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

２　施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則

１　制定の理由

介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例の制定に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めました。

２　内容

⑴　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めました。（第３条～第52条関係）

⑵　その他必要な事項について定めました。

３　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する規則を廃止する規則

１　廃止の理由及び内容

指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の廃止に伴い、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する規則を廃止することとしました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

１　制定の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、これらの省令を参酌する等して定めるべき次の規則について必要な改正を行いました。

⑴　指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

⑵　指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

⑶　障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則

⑷　指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部を改正する規則

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、就労定着支援及び自立生活援助が創設されたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（様式第１号～様式第３号の２関係）

⑵　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

１　制定の理由及び内容

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、これらの省令を参酌する等して定めるべき次の規則について必要な改正を行いました。

⑴　指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

⑵　児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則

⑶　指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

１　改正の理由

児童福祉法の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

２　内容

⑴　市町村民税等に関する情報を取得する際に本人の同意が必要な事務に係る申請書等の様式に、当該取得に係る本人の同意欄を設けました。（様式第３号、様式第４号、様式第４号の２、様式第12号の２、様式第15号の６関係）

⑵　特定障害児通所支援の量等の増加に係る申請を知事にすることができることとされたことに伴い、必要な改正を行いました。（第４条の２、様式第３号の２関係）

⑶　居宅訪問型児童発達支援の指定に係る様式を定めました。（様式第３号の２関係）

⑷　養子縁組里親に係る申請等に関する手続が改められたことに伴い、必要な改正を行いました。（第15条の５、第15条の７、第15条の８、様式第15号の６～様式第15号の11関係）

⑸　その他必要な改正を行いました。

３　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

１　改正の理由

介護保険法の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

２　内容

⑴　居宅介護支援事業者の指定権限が市町に移譲されたことに伴い、必要な改正を行いました。（題名、第１条～第２条の２、第４条、様式第１号、様式第１号の２、様式第３号、様式第４号関係）

⑵　介護医療院の開設の許可に係る申請を知事に対して行うこととされたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（第２条、第２条の２、第４条、第６条～第８条、様式第１号、様式第１号の２、様式第３号、様式第４号、様式第６号～様式第８号関係）

⑶　共生型サービスに係る基準が設けられたことに伴い、必要な改正を行いました。（第３条、様式第１号、様式第１号の２、様式第２号関係）

⑷　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

１　改正の理由

地方独立行政法人法の改正に伴い、必要な改正を行いました。

２　内容

⑴　題名を「地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則」に改めました。（題名関係）

⑵　監査報告及び会計監査報告の作成等について定めました。（第１条の２、第１条の３、第10条関係）

⑶　業務実績等報告書及び事業報告書の記載事項等について定めました。（第６条、第８条関係）

⑷　再就職者による法令等違反行為に係る届出の対象となる内部組織等について定めました。（第16条、第17条関係）

⑸　その他必要な改正を行いました。

３　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

⑴　新人看護師等の訪問看護等事業所への就職を促進するため、返還債務の免除に係る実務経験に関する要件を撤廃することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第９条関係）

⑵　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇化製場等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

都市計画法の改正により新設された田園住居地域を、化製場等の設置が規制される場所に加えることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第７条関係）

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

静岡県工業技術研究所の機器等の一部を処分することとしたこと等に伴い、使用料の項目の一部を削りました。（別表関係）

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

⑴　静岡県工業技術研究所の業務の見直しに伴い、手数料の項目の一部を削りました。（別表関係）

⑵　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

職業能力開発促進法施行規則の改正により、普通職業訓練に係る訓練時間が改正されたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表第１関係）

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）

２　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

租税特別措置法施行令等の改正に伴い、引用している条項を改めるほか、必要な改正を行いました。（第１条、第２条、別表第１、様式第３号～様式第３号の３、様式第６号の３関係）

２　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例の改正に伴い、特別徴収金等の徴収等に係る起算日を定めるほか、必要な改正を行いました。（第６条～第11条、様式第５号、様式第６号関係）

２　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

⑴　事務局の次長を新設することに伴い、必要な改正を行いました。（第６条、別表関係）

⑵　その他必要な改正を行いました。

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。

◇静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

１　改正の理由及び内容

地方税法の改正により道府県民税及び市町村民税の所得割の標準税率が改められたことに伴い、必要な改正を行いました。（第２条、様式第２号関係）

２　施行期日

この規則は、平成30年４月１日から施行することとしました。